

東松山市告示第126号

令和8年1月7日付け東松山市告示第9号により告示した東松山農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第11条第1項の規定により公告し、変更理由書を添えて当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、東松山市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中に東松山市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る農用地区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に東松山市にこれを申し出ることができる。

令和8年3月17日

東松山市長 森田 光



- 1 東松山農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間
自 令和8年3月17日
至 令和8年4月17日
- 2 東松山農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所
東松山市役所 農政課 (東松山市松葉町1-1-58)
東松山市ホームページ
- 3 意見書の提出及び異議の申出について
 - (1)提出先 東松山市役所 農政課 (東松山市松葉町1-1-58)
 - (2)提出方法 持参